

## 令和7年12月5日付け公告の内容

このたび、府中市土生町の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業 巳之口池地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第1項の規定により公告する事項について府中市長と協議したいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和7年12月25日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。